

社会福祉法人聖愛会役員及び評議員の報酬 並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖愛会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、法人の運営する事業所を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。
- 4 別記1 非常勤役員の報酬 (2) その他の役員及び別記2 評議員の報酬に規定する報酬は現金をもって本人に支給する。
なお、理事長報酬については、銀行振込の方法によって支給するものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 法人の理事長の報酬総額は、年間420万円以内とする。

- 2 法人のその他の理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 3 法人の監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 4 非常勤役員に対する報酬は、別記1「非常勤役員の報酬」に定める額とする。

5 評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を、別記3「費用弁償基準」により出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 理事長の報酬等（旅費を除く）は、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は法人設立認可の日を以て施行する。

附則

令和7年6月17日、別記2 理事・評議員報酬の変更、施行。

別 記

1 非常勤役員の報酬

(1) 理事長

1 か月の業務従事日数	支給額（月額）	備 考
16 日以上	35 万円以内	
11 日 ～ 15 日	25 万円以内	
6 日 ～ 10 日	15 万円以内	
6 日未満	10 万円以内	

(2) その他の役員：なし

2 理事・評議員の報酬

3, 110 円/一回の会議につき
(ただし関連法人の従業員は支払わない)

3 「費用弁償基準」

公共交通機関：実費（グリーン車を除く）

宿泊料：10, 000 円/日

車移動の場合：13 円/km